

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月17日提出
【計算期間】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 第8期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 第7期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 第8期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 第7期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 第8期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 第7期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 第8期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 第7期中 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070 第2期中 (自 2025年12月23日至 2026年6月22日)
【ファンド名】	ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070
【発行者名】	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-0265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	838,404,656	99.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,318,120	0.39
合計（純資産総額）		841,722,776	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,219,793,709	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,517,793	0.45
合計（純資産総額）		1,225,311,502	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	863,604,511	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,706,026	0.43
合計（純資産総額）		867,310,537	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	894,918,306	99.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,325,577	0.37
合計（純資産総額）		898,243,883	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	621,374,502	99.61

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,422,992	0.39
合計（純資産総額）		623,797,494	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	529,824,804	99.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,356,965	0.44
合計（純資産総額）		532,181,769	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	534,168,081	99.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,731,656	0.32
合計（純資産総額）		535,899,737	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	668,623,888	99.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,517,236	0.38
合計（純資産総額）		671,141,124	100.00

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	36,279,911	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	162,721	0.45
合計（純資産総額）		36,442,632	100.00

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額 (円)
-----	--------------	---------------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2019年12月20日)	2,469,617	2,469,617	10,857	10,857
第2期	(2020年12月21日)	66,720,374	66,720,374	10,348	10,348
第3期	(2021年12月20日)	136,987,998	136,987,998	10,512	10,512
第4期	(2022年12月20日)	281,626,225	281,626,225	9,940	9,940
第5期	(2023年12月20日)	570,298,166	570,298,166	10,403	10,403
第6期	(2024年12月20日)	709,394,525	709,394,525	10,650	10,650
第7期	(2025年12月22日)	777,122,699	777,122,699	10,579	10,579
2025年 7月末日		742,522,040	-	10,543	-
8月末日		748,903,237	-	10,547	-
9月末日		748,689,569	-	10,576	-
10月末日		777,589,073	-	10,679	-
11月末日		774,966,041	-	10,699	-
12月末日		779,599,658	-	10,616	-
2026年 1月末日		783,158,782	-	10,618	-
2月末日		811,428,051	-	10,822	-
3月末日		803,952,522	-	10,478	-
4月末日		808,046,809	-	10,534	-
5月末日		819,802,577	-	10,522	-
6月末日		836,837,451	-	10,563	-
7月末日		841,722,776	-	10,534	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０３５

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,021,838	1,021,838	10,218	10,218
第2期 (2021年12月20日)	16,623,112	16,623,112	10,549	10,549
第3期 (2022年12月20日)	109,716,657	109,716,657	10,159	10,159
第4期 (2023年12月20日)	408,982,603	408,982,603	10,981	10,981
第5期 (2024年12月20日)	617,801,399	617,801,399	11,730	11,730
第6期 (2025年12月22日)	1,044,663,783	1,044,663,783	12,099	12,099
2025年 7月末日		931,244,308	-	11,776
8月末日		953,182,107	-	11,824
9月末日		971,308,824	-	11,905
10月末日		1,011,387,711	-	12,061
11月末日		1,036,436,938	-	12,189
12月末日		1,050,916,542	-	12,146
2026年 1月末日		1,081,765,704	-	12,206
2月末日		1,104,347,021	-	12,519
3月末日		1,106,264,013	-	12,077
4月末日		1,129,943,273	-	12,216
5月末日		1,165,467,791	-	12,324

6月末日	1,199,620,141	-	12,442	-
7月末日	1,225,311,502	-	12,498	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,168,396	1,168,396	10,994	10,994
第2期 (2020年12月21日)	31,014,084	31,014,084	10,263	10,263
第3期 (2021年12月20日)	74,617,501	74,617,501	10,755	10,755
第4期 (2022年12月20日)	157,203,285	157,203,285	10,535	10,535
第5期 (2023年12月20日)	301,356,986	301,356,986	11,715	11,715
第6期 (2024年12月20日)	431,633,722	431,633,722	12,946	12,946
第7期 (2025年12月22日)	700,121,676	700,121,676	13,759	13,759
2025年 7月末日	641,975,994	-	13,132	-
8月末日	658,974,238	-	13,223	-
9月末日	666,777,230	-	13,357	-
10月末日	689,826,470	-	13,569	-
11月末日	699,612,326	-	13,816	-
12月末日	703,134,153	-	13,819	-
2026年 1月末日	716,800,478	-	13,944	-
2月末日	784,077,392	-	14,372	-
3月末日	761,084,271	-	13,820	-
4月末日	778,989,351	-	14,055	-
5月末日	818,548,814	-	14,274	-
6月末日	831,558,524	-	14,465	-
7月末日	867,310,537	-	14,607	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,030,351	1,030,351	10,304	10,304
第2期 (2021年12月20日)	17,511,391	17,511,391	10,955	10,955
第3期 (2022年12月20日)	71,653,470	71,653,470	10,884	10,884
第4期 (2023年12月20日)	276,089,020	276,089,020	12,423	12,423
第5期 (2024年12月20日)	461,240,728	461,240,728	14,151	14,151
第6期 (2025年12月22日)	723,266,011	723,266,011	15,468	15,468
2025年 7月末日	614,944,144	-	14,492	-
8月末日	636,665,283	-	14,631	-
9月末日	650,242,318	-	14,824	-
10月末日	676,315,050	-	15,099	-

11月末日	702,536,097	-	15,482	-
12月末日	726,357,462	-	15,541	-
2026年 1月末日	760,762,072	-	15,740	-
2月末日	794,026,376	-	16,313	-
3月末日	785,286,537	-	15,640	-
4月末日	814,923,291	-	15,987	-
5月末日	857,189,666	-	16,333	-
6月末日	872,091,052	-	16,609	-
7月末日	898,243,883	-	16,851	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５０

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,125,620	1,125,620	11,124	11,124
第2期 (2020年12月21日)	11,536,150	11,536,150	10,144	10,144
第3期 (2021年12月20日)	36,474,362	36,474,362	10,962	10,962
第4期 (2022年12月20日)	82,281,851	82,281,851	11,055	11,055
第5期 (2023年12月20日)	196,993,714	196,993,714	12,941	12,941
第6期 (2024年12月20日)	308,171,952	308,171,952	15,178	15,178
第7期 (2025年12月22日)	432,158,225	432,158,225	17,036	17,036
2025年 7月末日	372,485,877	-	15,682	-
8月末日	385,270,128	-	15,873	-
9月末日	392,673,219	-	16,129	-
10月末日	409,486,072	-	16,466	-
11月末日	426,474,427	-	16,999	-
12月末日	434,905,457	-	17,124	-
2026年 1月末日	456,427,204	-	17,409	-
2月末日	542,915,905	-	18,113	-
3月末日	530,986,691	-	17,312	-
4月末日	549,086,643	-	17,784	-
5月末日	580,936,159	-	18,275	-
6月末日	594,260,848	-	18,645	-
7月末日	623,797,494	-	19,002	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０５５

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,038,599	1,038,599	10,386	10,386
第2期 (2021年12月20日)	6,604,975	6,604,975	11,368	11,368
第3期 (2022年12月20日)	52,936,113	52,936,113	11,643	11,643

第4期	(2023年12月20日)	145,265,550	145,265,550	13,893	13,893
第5期	(2024年12月20日)	267,110,150	267,110,150	16,815	16,815
第6期	(2025年12月22日)	440,905,692	440,905,692	19,385	19,385
2025年 7月末日		349,207,738	-	17,531	-
8月末日		362,831,635	-	17,787	-
9月末日		372,806,523	-	18,126	-
10月末日		389,806,665	-	18,554	-
11月末日		411,234,363	-	19,284	-
12月末日		443,290,071	-	19,491	-
2026年 1月末日		466,167,272	-	19,872	-
2月末日		466,263,960	-	20,755	-
3月末日		480,902,472	-	19,779	-
4月末日		483,798,738	-	20,414	-
5月末日		487,252,725	-	21,086	-
6月末日		501,436,917	-	21,546	-
7月末日		532,181,769	-	22,019	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６０

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2019年12月20日)	1,144,577	1,144,577	11,228	11,228
第2期	(2020年12月21日)	9,625,136	9,625,136	10,185	10,185
第3期	(2021年12月20日)	32,937,064	32,937,064	11,281	11,281
第4期	(2022年12月20日)	68,456,543	68,456,543	11,699	11,699
第5期	(2023年12月20日)	151,861,244	151,861,244	14,119	14,119
第6期	(2024年12月20日)	267,403,569	267,403,569	17,172	17,172
第7期	(2025年12月22日)	382,270,738	382,270,738	20,118	20,118
2025年 7月末日		331,356,632	-	18,061	-
8月末日		343,426,499	-	18,371	-
9月末日		341,062,936	-	18,772	-
10月末日		362,073,361	-	19,237	-
11月末日		375,911,863	-	20,010	-
12月末日		385,440,413	-	20,229	-
2026年 1月末日		406,964,542	-	20,627	-
2月末日		442,269,271	-	21,537	-
3月末日		439,188,026	-	20,521	-
4月末日		454,111,923	-	21,180	-
5月末日		494,477,747	-	21,916	-
6月末日		506,812,177	-	22,395	-
7月末日		535,899,737	-	22,888	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０６５

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,042,492	1,042,492	10,425	10,425
第2期 (2021年12月20日)	5,927,630	5,927,630	11,523	11,523
第3期 (2022年12月20日)	42,929,821	42,929,821	11,980	11,980
第4期 (2023年12月20日)	106,170,397	106,170,397	14,529	14,529
第5期 (2024年12月20日)	255,213,851	255,213,851	17,752	17,752
第6期 (2025年12月22日)	511,914,700	511,914,700	21,018	21,018
2025年 7月末日	405,211,678	-	18,787	-
8月末日	413,945,361	-	19,152	-
9月末日	426,719,265	-	19,609	-
10月末日	462,909,970	-	20,095	-
11月末日	495,042,626	-	20,906	-
12月末日	515,543,692	-	21,134	-
2026年 1月末日	542,287,396	-	21,550	-
2月末日	573,709,564	-	22,513	-
3月末日	564,841,174	-	21,452	-
4月末日	578,953,966	-	22,148	-
5月末日	623,689,209	-	22,946	-
6月末日	644,916,214	-	23,447	-
7月末日	671,141,124	-	23,963	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド２０７０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2025年12月22日)	7,302,465	7,302,465	11,770	11,770
2025年 7月末日	5,261,385	-	10,523	-
8月末日	5,738,307	-	10,726	-
9月末日	5,875,236	-	10,982	-
10月末日	6,061,257	-	11,254	-
11月末日	6,358,534	-	11,706	-
12月末日	7,959,803	-	11,831	-
2026年 1月末日	10,383,489	-	12,062	-
2月末日	17,849,382	-	12,588	-
3月末日	17,725,258	-	11,997	-
4月末日	18,753,652	-	12,379	-
5月末日	32,856,223	-	12,817	-
6月末日	34,449,071	-	13,097	-
7月末日	36,442,632	-	13,386	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第7期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第6期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第7期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第6期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第7期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第6期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第7期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0
第6期	2024年12月21日～2025年12月22日	0

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０７０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2025年 3月18日～2025年12月22日	0

③【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

	収益率（％）
第1期	8.6
第2期	△4.7
第3期	1.6
第4期	△5.4
第5期	4.7
第6期	2.4
第7期	△0.7
第8期（中間期）	△0.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035

	収益率（％）
第1期	2.2
第2期	3.2
第3期	△3.7
第4期	8.1
第5期	6.8
第6期	3.1
第7期（中間期）	2.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040

	収益率（％）
第1期	9.9
第2期	△6.6
第3期	4.8
第4期	△2.0
第5期	11.2
第6期	10.5
第7期	6.3
第8期（中間期）	4.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045

	収益率（％）
第1期	3.0
第2期	6.3
第3期	△0.6
第4期	14.1
第5期	13.9
第6期	9.3
第7期（中間期）	6.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	収益率（％）
第1期	11.2
第2期	△8.8
第3期	8.1
第4期	0.8
第5期	17.1
第6期	17.3
第7期	12.2
第8期（中間期）	8.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	収益率（％）
第1期	3.9
第2期	9.5
第3期	2.4
第4期	19.3
第5期	21.0
第6期	15.3
第7期（中間期）	10.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

	収益率（％）
第1期	12.3
第2期	△9.3
第3期	10.8
第4期	3.7
第5期	20.7

第6期	21.6
第7期	17.2
第8期（中間期）	10.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

	収益率（％）
第1期	4.3
第2期	10.5
第3期	4.0
第4期	21.3
第5期	22.2
第6期	18.4
第7期（中間期）	10.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

	収益率（％）
第1期	17.7
第2期（中間期）	10.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（参考）

（１）投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,015,585,330	98.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	36,446,972	1.78
合計（純資産総額）		2,052,032,302	100.00

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,224,537,148	64.29
	カナダ	111,932,265	5.88
	フランス	84,402,929	4.43
	イタリア	71,542,680	3.76

	アイルランド	70,383,190	3.69
	スペイン	57,123,642	3.00
	イギリス	35,067,124	1.84
	オーストラリア	29,120,473	1.53
	オランダ	26,388,648	1.39
	バミューダ	23,721,246	1.25
	スイス	18,348,048	0.96
	ベルギー	11,601,183	0.61
	フィンランド	11,209,127	0.59
	ケイマン諸島	9,625,997	0.51
	シンガポール	8,432,737	0.44
	ドイツ	6,328,882	0.33
	小計	1,799,765,319	94.48
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	65,791,305	3.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	39,280,902	2.07
合計（純資産総額）		1,904,837,526	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	122,279	0.01
為替予約取引	売建	-	122,861	△0.01

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	12,085,803,000	66.01
	フランス	2,572,060,982	14.05
	中国	1,740,300,902	9.51
	カナダ	834,422,055	4.56
	アメリカ	524,285,515	2.86
	小計	17,756,872,454	96.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	551,355,475	3.01
合計（純資産総額）		18,308,227,929	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	892,664,643	4.88
為替予約取引	売建	-	6,728,241,440	△36.75

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	7,440,838,950	89.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	878,776,431	10.56

合計（純資産総額）	8,319,615,381	100.00
-----------	---------------	--------

２【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,274,656	0
第2期	64,773,974	2,573,934
第3期	90,656,668	24,813,113
第4期	167,345,632	14,333,803
第5期	361,578,576	96,704,824
第6期	225,022,544	107,127,890
第7期	177,770,169	109,281,855
第8期（中間期）	125,372,553	67,873,132

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	14,759,879	2,508
第3期	95,246,116	3,004,684
第4期	283,632,767	19,170,439
第5期	181,482,299	27,270,331
第6期	407,436,630	70,651,093
第7期（中間期）	127,531,759	43,307,291

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,062,729	0
第2期	29,789,135	633,798
第3期	45,696,940	6,537,226
第4期	93,578,604	13,742,761
第5期	131,000,091	22,965,744
第6期	108,834,260	32,660,623
第7期	215,685,545	40,255,768
第8期（中間期）	120,749,346	52,366,420

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	15,184,120	199,807
第3期	53,375,620	3,528,109

第4期	169,494,026	13,083,605
第5期	136,380,362	32,690,965
第6期	166,361,346	24,695,459
第7期（中間期）	75,724,628	18,279,961

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,011,896	0
第2期	10,706,462	346,300
第3期	24,083,327	2,182,327
第4期	45,655,903	4,502,476
第5期	90,361,779	12,563,188
第6期	67,561,826	16,753,784
第7期	83,246,010	32,612,824
第8期（中間期）	76,310,242	14,721,113

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,140,750	330,383
第3期	42,900,865	3,246,795
第4期	72,894,793	13,799,355
第5期	66,679,013	12,384,639
第6期	101,750,105	33,155,388
第7期（中間期）	43,454,975	38,339,916

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,019,429	0
第2期	8,733,897	302,641
第3期	21,301,677	1,555,080
第4期	39,893,970	10,575,345
第5期	69,169,364	20,126,886
第6期	74,707,261	26,543,824
第7期	67,867,934	33,574,786
第8期（中間期）	50,482,324	14,061,361

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,000,000	0
第2期	5,578,586	1,434,405
第3期	38,254,999	7,565,391
第4期	47,025,163	9,782,186
第5期	105,131,453	34,441,096
第6期	141,061,496	41,267,447
第7期（中間期）	54,162,204	21,337,599

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	6,204,505	0
第2期（中間期）	21,603,770	1,584,356

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,840	-
コール・ローン	3,857,411	4,029,922
親投資信託受益証券	774,884,575	832,957,683
流動資産合計	778,776,826	836,987,605
資産合計	778,776,826	836,987,605
負債の部		
流動負債		
未払解約金	144,826	545,232
未払受託者報酬	126,209	132,400
未払委託者報酬	1,346,692	1,412,720
その他未払費用	36,400	19,781
流動負債合計	1,654,127	2,110,133
負債合計	1,654,127	2,110,133
純資産の部		
元本等		
元本	734,586,800	792,086,221
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	42,535,899	42,791,251
（分配準備積立金）	28,635,592	26,186,004
元本等合計	777,122,699	834,877,472
純資産合計	777,122,699	834,877,472
負債純資産合計	778,776,826	836,987,605

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	7,380	12,972
有価証券売買等損益	△3,713,896	△1,631,757
営業収益合計	△3,706,516	△1,618,785
営業費用		
受託者報酬	117,640	132,400
委託者報酬	1,255,328	1,412,720
その他費用	17,570	19,781
営業費用合計	1,390,538	1,564,901
営業利益又は営業損失（△）	△5,097,054	△3,183,686
経常利益又は経常損失（△）	△5,097,054	△3,183,686
中間純利益又は中間純損失（△）	△5,097,054	△3,183,686
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△980,748	△116,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）	43,296,039	42,535,899
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,662,356	7,264,139
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,662,356	7,264,139
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,365,383	3,941,959
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,365,383	3,941,959
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	39,476,706	42,791,251

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	734,586,800口	792,086,221口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0579円 (1万口当たりの純資産額10,579円)	1口当たり純資産額 1.0540円 (1万口当たりの純資産額10,540円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	666,098,486円	734,586,800円
期中追加設定元本額	177,770,169円	125,372,553円
期中一部解約元本額	109,281,855円	67,873,132円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	47,614	-
コール・ローン	5,271,726	5,849,171
親投資信託受益証券	1,041,352,980	1,170,732,405
流動資産合計	1,046,672,320	1,176,581,576
資産合計	1,046,672,320	1,176,581,576
負債の部		
流動負債		
未払解約金	71,585	30,243
未払受託者報酬	162,354	182,687
未払委託者報酬	1,732,217	1,949,153
その他未払費用	42,381	27,311
流動負債合計	2,008,537	2,189,394
負債合計	2,008,537	2,189,394
純資産の部		
元本等		
元本	863,458,636	947,683,104
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	181,205,147	226,709,078
（分配準備積立金）	74,433,336	70,932,028
元本等合計	1,044,663,783	1,174,392,182
純資産合計	1,044,663,783	1,174,392,182
負債純資産合計	1,046,672,320	1,176,581,576

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	7,935	20,257
有価証券売買等損益	4,743,925	28,839,796
営業収益合計	4,751,860	28,860,053
営業費用		
受託者報酬	121,281	182,687
委託者報酬	1,294,170	1,949,153
その他費用	18,112	27,311
営業費用合計	1,433,563	2,159,151
営業利益又は営業損失（△）	3,318,297	26,700,902
経常利益又は経常損失（△）	3,318,297	26,700,902
中間純利益又は中間純損失（△）	3,318,297	26,700,902
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△337,617	781,305
期首剰余金又は期首欠損金（△）	91,128,300	181,205,147
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,594,787	28,707,191
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,594,787	28,707,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,991,145	9,122,857
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,991,145	9,122,857
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	131,387,856	226,709,078

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	863,458,636口	947,683,104口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2099円 (1万口当たりの純資産額12,099円)	1口当たり純資産額 1.2392円 (1万口当たりの純資産額12,392円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	526,673,099円	863,458,636円
期中追加設定元本額	407,436,630円	127,531,759円
期中一部解約元本額	70,651,093円	43,307,291円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,376	-
コール・ローン	3,473,883	4,076,688
親投資信託受益証券	697,940,660	828,203,998
未収入金	-	1,107,584
流動資産合計	701,445,919	833,388,270
資産合計	701,445,919	833,388,270
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,284,287
未払受託者報酬	110,969	126,434
未払委託者報酬	1,184,044	1,349,188
その他未払費用	29,230	18,893
流動負債合計	1,324,243	2,778,802
負債合計	1,324,243	2,778,802
純資産の部		
元本等		
元本	508,851,384	577,234,310
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	191,270,292	253,375,158
（分配準備積立金）	88,669,706	80,478,298
元本等合計	700,121,676	830,609,468
純資産合計	700,121,676	830,609,468
負債純資産合計	701,445,919	833,388,270

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	6,145	14,323
有価証券売買等損益	5,115,190	35,901,595
営業収益合計	5,121,335	35,915,918
営業費用		
受託者報酬	85,130	126,434
委託者報酬	908,464	1,349,188
その他費用	12,675	18,893
営業費用合計	1,006,269	1,494,515
営業利益又は営業損失（△）	4,115,066	34,421,403
経常利益又は経常損失（△）	4,115,066	34,421,403
中間純利益又は中間純損失（△）	4,115,066	34,421,403
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△173,610	1,417,672
期首剰余金又は期首欠損金（△）	98,212,115	191,270,292
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,863,495	48,907,907
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,863,495	48,907,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,613,708	19,806,772
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,613,708	19,806,772
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	140,750,578	253,375,158

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	508,851,384口	577,234,310口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3759円 (1万口当たりの純資産額13,759円)	1口当たり純資産額 1.4389円 (1万口当たりの純資産額14,389円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	333,421,607円	508,851,384円
期中追加設定元本額	215,685,545円	120,749,346円
期中一部解約元本額	40,255,768円	52,366,420円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,350	-
コール・ローン	3,581,744	4,668,335
親投資信託受益証券	720,950,581	864,839,024
未収入金	1,057,149	-
流動資産合計	725,621,824	869,507,359
資産合計	725,621,824	869,507,359
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,062,460	1,452,075
未払受託者報酬	108,325	130,972
未払委託者報酬	1,156,042	1,397,489
その他未払費用	28,986	19,573
流動負債合計	2,355,813	3,000,109
負債合計	2,355,813	3,000,109
純資産の部		
元本等		
元本	467,597,529	525,042,196
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	255,668,482	341,465,054
（分配準備積立金）	111,409,102	107,406,376
元本等合計	723,266,011	866,507,250
純資産合計	723,266,011	866,507,250
負債純資産合計	725,621,824	869,507,359

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	6,140	13,702
有価証券売買等損益	6,704,620	53,235,980
営業収益合計	6,710,760	53,249,682
営業費用		
受託者報酬	85,936	130,972
委託者報酬	916,996	1,397,489
その他費用	12,811	19,573
営業費用合計	1,015,743	1,548,034
営業利益又は営業損失（△）	5,695,017	51,701,648
経常利益又は経常損失（△）	5,695,017	51,701,648
中間純利益又は中間純損失（△）	5,695,017	51,701,648
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△104,853	1,005,064
期首剰余金又は期首欠損金（△）	135,309,086	255,668,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,181,031	45,156,507
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,181,031	45,156,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,120,532	10,056,519
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,120,532	10,056,519
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	174,169,455	341,465,054

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	467,597,529口	525,042,196口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5468円 (1万口当たりの純資産額15,468円)	1口当たり純資産額 1.6504円 (1万口当たりの純資産額16,504円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	325,931,642円	467,597,529円
期中追加設定元本額	166,361,346円	75,724,628円
期中一部解約元本額	24,695,459円	18,279,961円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,261	-
コール・ローン	2,132,561	2,906,657
親投資信託受益証券	430,790,189	581,593,456
未収入金	429,786	311,948
流動資産合計	433,371,797	584,812,061
資産合計	433,371,797	584,812,061
負債の部		
流動負債		
未払解約金	431,945	339,135
未払受託者報酬	65,446	86,352
未払委託者報酬	698,483	921,439
その他未払費用	17,698	12,869
流動負債合計	1,213,572	1,359,795
負債合計	1,213,572	1,359,795
純資産の部		
元本等		
元本	253,666,304	315,255,433
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	178,491,921	268,196,833
（分配準備積立金）	90,462,106	86,130,947
元本等合計	432,158,225	583,452,266
純資産合計	432,158,225	583,452,266
負債純資産合計	433,371,797	584,812,061

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	3,407	9,556
有価証券売買等損益	5,007,301	43,964,279
営業収益合計	5,010,708	43,973,835
営業費用		
受託者報酬	53,708	86,352
委託者報酬	573,261	921,439
その他費用	7,966	12,869
営業費用合計	634,935	1,020,660
営業利益又は営業損失（△）	4,375,773	42,953,175
経常利益又は経常損失（△）	4,375,773	42,953,175
中間純利益又は中間純損失（△）	4,375,773	42,953,175
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△68,947	1,126,634
期首剰余金又は期首欠損金（△）	105,138,834	178,491,921
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,798,399	58,378,953
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,798,399	58,378,953
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,800,814	10,500,582
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,800,814	10,500,582
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	122,581,139	268,196,833

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	253,666,304口	315,255,433口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7036円 (1万口当たりの純資産額17,036円)	1口当たり純資産額 1.8507円 (1万口当たりの純資産額18,507円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	203,033,118円	253,666,304円
期中追加設定元本額	83,246,010円	76,310,242円
期中一部解約元本額	32,612,824円	14,721,113円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	21,278	-
コール・ローン	2,355,845	1,798,507
親投資信託受益証券	440,059,055	496,819,717
未収入金	389,468	-
流動資産合計	442,825,646	498,618,224
資産合計	442,825,646	498,618,224
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,176,594	521,016
未払受託者報酬	62,265	78,386
未払委託者報酬	664,651	836,674
その他未払費用	16,444	11,691
流動負債合計	1,919,954	1,447,767
負債合計	1,919,954	1,447,767
純資産の部		
元本等		
元本	227,448,966	232,564,025
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	213,456,726	264,606,432
（分配準備積立金）	90,853,586	77,108,791
元本等合計	440,905,692	497,170,457
純資産合計	440,905,692	497,170,457
負債純資産合計	442,825,646	498,618,224

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	3,016	7,560
有価証券売買等損益	6,662,782	47,665,240
営業収益合計	6,665,798	47,672,800
営業費用		
受託者報酬	48,470	78,386
委託者報酬	517,553	836,674
その他費用	7,192	11,691
営業費用合計	573,215	926,751
営業利益又は営業損失（△）	6,092,583	46,746,049
経常利益又は経常損失（△）	6,092,583	46,746,049
中間純利益又は中間純損失（△）	6,092,583	46,746,049
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	152,049	4,025,192
期首剰余金又は期首欠損金（△）	108,255,901	213,456,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,249,318	44,688,435
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,249,318	44,688,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,700,876	36,259,586
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,700,876	36,259,586
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	134,744,877	264,606,432

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	227,448,966口	232,564,025口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1,9385円 (1万口当たりの純資産額19,385円)	1口当たり純資産額 2,1378円 (1万口当たりの純資産額21,378円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	158,854,249円	227,448,966円
期中追加設定元本額	101,750,105円	43,454,975円
期中一部解約元本額	33,155,388円	38,339,916円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,218	-
コール・ローン	1,906,389	1,855,406
親投資信託受益証券	381,066,595	502,213,170
流動資産合計	382,990,202	504,068,576
資産合計	382,990,202	504,068,576
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,401	50,300
未払受託者報酬	57,875	72,880
未払委託者報酬	617,682	777,727
その他未払費用	15,506	10,845
流動負債合計	719,464	911,752
負債合計	719,464	911,752
純資産の部		
元本等		
元本	190,014,970	226,435,933
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	192,255,768	276,720,891
（分配準備積立金）	90,668,061	84,789,244
元本等合計	382,270,738	503,156,824
純資産合計	382,270,738	503,156,824
負債純資産合計	382,990,202	504,068,576

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	2,588	7,190
有価証券売買等損益	6,474,876	45,190,649
営業収益合計	6,477,464	45,197,839
営業費用		
受託者報酬	46,733	72,880
委託者報酬	498,987	777,727
その他費用	6,915	10,845
営業費用合計	552,635	861,452
営業利益又は営業損失（△）	5,924,829	44,336,387
経常利益又は経常損失（△）	5,924,829	44,336,387
中間純利益又は中間純損失（△）	5,924,829	44,336,387
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△158,385	1,362,378
期首剰余金又は期首欠損金（△）	111,681,747	192,255,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,122,118	55,838,376
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,122,118	55,838,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,017,619	14,347,262
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,017,619	14,347,262
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	134,869,460	276,720,891

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第8期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	190,014,970口	226,435,933口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.0118円 (1万口当たりの純資産額20,118円)	1口当たり純資産額 2.2221円 (1万口当たりの純資産額22,221円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第7期 (2025年12月22日現在)	第8期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	155,721,822円	190,014,970円
期中追加設定元本額	67,867,934円	50,482,324円
期中一部解約元本額	33,574,786円	14,061,361円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,895	-
コール・ローン	2,756,349	3,056,725
親投資信託受益証券	510,363,642	641,112,841
流動資産合計	513,144,886	644,169,566
資産合計	513,144,886	644,169,566
負債の部		
流動負債		
未払解約金	360,940	61,495
未払受託者報酬	72,886	93,852
未払委託者報酬	777,941	1,001,374
その他未払費用	18,419	13,985
流動負債合計	1,230,186	1,170,706
負債合計	1,230,186	1,170,706
純資産の部		
元本等		
元本	243,561,172	276,385,777
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	268,353,528	366,613,083
（分配準備積立金）	97,514,336	89,765,239
元本等合計	511,914,700	642,998,860
純資産合計	511,914,700	642,998,860
負債純資産合計	513,144,886	644,169,566

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	3,269	9,484
有価証券売買等損益	9,252,156	59,142,015
営業収益合計	9,255,425	59,151,499
営業費用		
受託者報酬	50,984	93,852
委託者報酬	544,219	1,001,374
その他費用	7,566	13,985
営業費用合計	602,769	1,109,211
営業利益又は営業損失（△）	8,652,656	58,042,288
経常利益又は経常損失（△）	8,652,656	58,042,288
中間純利益又は中間純損失（△）	8,652,656	58,042,288
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△25,869	2,062,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	111,446,728	268,353,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,526,693	65,943,790
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,526,693	65,943,790
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,216,804	23,664,160
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,216,804	23,664,160
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	167,435,142	366,613,083

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	243,561,172口	276,385,777口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1018円 (1万口当たりの純資産額21,018円)	1口当たり純資産額 2.3265円 (1万口当たりの純資産額23,265円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期 (2025年12月22日現在)	第7期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	143,767,123円	243,561,172円
期中追加設定元本額	141,061,496円	54,162,204円
期中一部解約元本額	41,267,447円	21,337,599円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (2025年12月22日現在)	第2期中間計算期間 (2026年 6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	324	-
コール・ローン	35,835	168,213
親投資信託受益証券	7,272,618	33,946,522
流動資産合計	7,308,777	34,114,735
資産合計	7,308,777	34,114,735
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	506	3,154
未払委託者報酬	5,806	34,153
その他未払費用	-	410
流動負債合計	6,312	37,717
負債合計	6,312	37,717
純資産の部		
元本等		
元本	6,204,505	26,223,919
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,097,960	7,853,099
（分配準備積立金）	932,686	861,691
元本等合計	7,302,465	34,077,018
純資産合計	7,302,465	34,077,018
負債純資産合計	7,308,777	34,114,735

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2025年 3月18日 至 2025年 9月17日	第2期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年 6月22日
営業収益		
受取利息	-	426
有価証券売買等損益	495,261	2,165,235
営業収益合計	495,261	2,165,661
営業費用		
受託者報酬	787	3,154
委託者報酬	9,115	34,153
その他費用	-	410
営業費用合計	9,902	37,717
営業利益又は営業損失（△）	485,359	2,127,944
経常利益又は経常損失（△）	485,359	2,127,944
中間純利益又は中間純損失（△）	485,359	2,127,944
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	90,028
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	1,097,960
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,900	5,049,970
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,900	5,049,970
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	332,747
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	332,747
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	513,259	7,853,099

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第2期中間計算期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第1期 (2025年12月22日現在)	第2期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	6,204,505口	26,223,919口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1770円 (1万口当たりの純資産額11,770円)	1口当たり純資産額 1.2995円 (1万口当たりの純資産額12,995円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第2期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第1期 (2025年12月22日現在)	第2期中間計算期間 (2026年6月22日現在)
期首元本額	5,000,000円	6,204,505円
期中追加設定元本額	1,204,505円	21,603,770円
期中一部解約元本額	-円	1,584,356円

（参考）

「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５」および「ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０７０」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2026年6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	28,286,779
株式	1,887,880,850
未収配当金	9,512,050
流動資産合計	1,925,679,679
資産合計	1,925,679,679
負債の部	
流動負債	
未払解約金	466,627
流動負債合計	466,627
負債合計	466,627
純資産の部	
元本等	
元本	772,972,371

剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,152,240,681
元本等合計	1,925,213,052
純資産合計	1,925,213,052
負債純資産合計	1,925,679,679

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	772,972,371口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4907円 (1万口当たりの純資産額24,907円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2026年6月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	659,878,328円
同期中における追加設定元本額	404,546,186円
同期中における一部解約元本額	291,452,143円
2026年6月22日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	13,364,210円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	95,964,816円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	109,424,736円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	100,118,426円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	87,902,615円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	132,266,649円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	99,179,465円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	127,973,123円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070	6,778,331円
合 計	772,972,371円

ひとくふう先進国株式マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2026年6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	14,926,593
コール・ローン	15,922,716
株式	1,818,666,566
投資証券	94,339,512
未収配当金	2,235,363
流動資産合計	1,946,090,750
資産合計	1,946,090,750
負債の部	
流動負債	
未払解約金	466,627
流動負債合計	466,627
負債合計	466,627
純資産の部	
元本等	

426,790,323

元本	
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,518,833,800
元本等合計	1,945,624,123
純資産合計	1,945,624,123
負債純資産合計	1,946,090,750

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2026年6月22日現在)
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	426,790,323口
２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4,5587円 (1万口当たりの純資産額45,587円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月22日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2026年6月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	434,794,038円
同期中における追加設定元本額	201,146,703円
同期中における一部解約元本額	209,150,418円
2026年6月22日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０	7,359,166円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０	52,963,652円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０	60,389,949円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０	55,321,286円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５	48,509,886円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５	72,995,748円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５	54,792,146円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６５	70,715,376円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０７０	3,743,114円
合 計	426,790,323円

キャリーエンハンスド・グローバル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2026年6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,382,310
コール・ローン	493,738,787
国債証券	19,126,630,184
派生商品評価勘定	10,107,804
未収入金	3,242,202,946
未収利息	11,724,014
前払費用	19,222,610
流動資産合計	22,906,008,655

資産合計	22,906,008,655
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,399,166
未払金	3,394,560,895
未払解約金	486,278
流動負債合計	3,404,446,339
負債合計	3,404,446,339
純資産の部	
元本等	
元本	20,457,230,657
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△955,668,341
元本等合計	19,501,562,316
純資産合計	19,501,562,316
負債純資産合計	22,906,008,655

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	20,457,230,657口

2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 955,668,341円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9533円 (1万口当たりの純資産額9,533円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年6月22日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	447,973,344	-	451,352,440	△3,379,096
	カナダ・ドル	775,254,973	-	770,871,466	4,383,507
	オフショア・人民元	1,810,896,570	-	1,816,916,640	△6,020,070
	ユーロ	960,080,229	-	954,355,932	5,724,297
	小計	3,994,205,116	-	3,993,496,478	708,638
合 計		3,994,205,116	-	3,993,496,478	708,638

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2026年6月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	40,921,525,836円
同期中における追加設定元本額	3,199,335,233円
同期中における一部解約元本額	23,663,630,412円
2026年6月22日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３０	803,539,766円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４０	364,773,976円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５０	35,402,924円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０６０	687,151円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０３５	766,444,294円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０４５	212,563,481円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド２０５５	13,080円
大和住銀キャリアエンハンスト・グローバル債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	10,881,641,889円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	7,392,164,096円
合 計	20,457,230,657円

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2026年6月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,986,973,763
国債証券	7,491,830,200
流動資産合計	9,478,803,963
資産合計	9,478,803,963
負債の部	
流動負債	
未払金	1,097,483,200
未払解約金	1,885,241
流動負債合計	1,099,368,441
負債合計	1,099,368,441

純資産の部	
元本等	
元本	8,190,789,951
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	188,645,571
元本等合計	8,379,435,522
純資産合計	8,379,435,522
負債純資産合計	9,478,803,963

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	8,190,789,951口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0230円 (1万口当たりの純資産額10,230円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2026年6月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,358,198,778円
同期中における追加設定元本額	5,071,610,591円
同期中における一部解約元本額	2,239,019,418円
2026年6月22日現在の元本の内訳	
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
SMBCファンドラップ・J－REIT	984,252円
SMBCファンドラップ・G－REIT	93,018,163円
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円
DC日本国債プラス	971,010,720円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	106,313円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	257,152,665円
米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	239,197,114円
米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円

日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
トータルヘッジ用ファンドSMT 1号＜適格機関投資家限定＞	1,398,201,733円
トータルヘッジ用ファンドSMT 2号＜適格機関投資家限定＞	127,610,970円
トータルヘッジ用ファンドSMT 3号＜適格機関投資家限定＞	3,167,792,789円
合 計	8,190,789,951円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額および株式数

2026年7月31日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近５年間における資本金の額の増減
該当ありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	651	18,024,577
単位型株式投資信託	65	586,103
追加型公社債投資信託	1	23,075
単位型公社債投資信託	97	123,239
合 計	814	18,756,996

（３）【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		52,028,017	54,980,908
金銭の信託		31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託		500,353	501,412
前払費用		644,114	857,142
未収入金		250,860	308,261
未収委託者報酬		15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬		4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬		292,775	196,680
未収収益		79,998	76,935
未収還付法人税等		125,792	-
その他の流動資産		134,288	45,403
流動資産合計		106,105,936	121,391,502
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,157,214	1,062,810
器具備品		471,243	536,471
土地		710	710
リース資産		-	6,958
有形固定資産合計		1,629,168	1,606,949
無形固定資産			
ソフトウェア		2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定		511,487	377,243
のれん		2,436,327	2,131,786
顧客関連資産		7,218,790	6,663,498
電話加入権		12,706	12,706
商標権		24	18
無形固定資産合計		12,254,141	11,074,499
投資その他の資産			
投資有価証券		9,257,612	8,303,862
関係会社株式		1,740,365	5,890,960
長期差入保証金		1,360,241	1,211,804
長期前払費用		75,691	76,123
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		942,908	1,781,455
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		13,446,548	17,333,936
固定資産合計		27,329,857	30,015,385

資産合計

133,435,793

151,406,888

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,874
顧客からの預り金	51,505	18,479
その他の預り金	172,482	142,066
未払金		
未払収益分配金	1,974	2,147
未払償還金	1,253	4,839
未払手数料	6,763,424	9,472,310
その他未払金	161,092	116,212
未払費用	7,518,259	9,408,121
未払消費税等	1,255,374	1,383,547
未払法人税等	503,871	5,081,645
賞与引当金	3,393,355	4,192,893
その他の流動負債	34,270	49,577
流動負債合計	19,856,864	29,873,715
固定負債		
リース債務	-	5,779
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398
固定負債合計	4,542,870	4,324,178
負債合計	24,399,734	34,197,893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,744,514	32,716,691
利益剰余金合計	25,028,759	33,000,936
株主資本計	109,124,705	117,096,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,646	112,111
評価・換算差額等合計	△ 88,646	112,111
純資産合計	109,036,059	117,208,994
負債・純資産合計	133,435,793	151,406,888

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		

委託者報酬	78,891,124	88,700,475
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102
投資助言報酬	1,360,859	862,045
その他営業収益		
サービス支援手数料	400,872	413,133
その他	10,391	9,237
営業収益計	93,765,757	107,290,995
営業費用		
支払手数料	35,223,731	38,957,078
広告宣伝費	335,877	409,775
調査費		
調査費	5,327,087	5,298,990
委託調査費	14,077,571	16,236,388
営業雑経費		
通信費	51,489	53,152
印刷費	421,006	404,493
協会費	44,372	47,803
諸会費	42,328	39,268
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669
販売促進費	44,315	58,603
その他	410,566	415,812
営業費用合計	61,291,534	67,731,037
一般管理費		
給料		
役員報酬	223,068	294,622
給料・手当	8,380,787	8,781,442
賞与	1,098,999	1,442,462
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281
交際費	54,024	59,278
寄付金	24,878	23,587
事務委託費	2,225,175	2,448,098
旅費交通費	242,135	280,926
租税公課	413,678	538,048
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365
退職給付費用	803,656	581,615
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	356,081	485,619
一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	388,907	11,007
受取利息	46,258	217,478
金銭の信託運用益	-	392,775
時効成立分配金・償還金	506	327
原稿・講演料	2,440	1,755
還付加算金	-	780
投資有価証券償還益	115	24,382

投資有価証券売却益		826	516
投資事業組合運用益		36,683	97,602
為替差益		75,948	204,072
不動産賃貸料		117,054	-
雑収入		41,618	24,076
営業外収益合計		710,359	974,775
営業外費用			
金銭の信託運用損		88,979	-
投資有価証券償還損		137,207	81,540
投資有価証券売却損		93	4,038
投資事業組合運用損		56,719	40,067
雑損失		4,818	729
営業外費用合計		287,820	126,376
経常利益		10,814,585	18,018,971
特別利益			
子会社株式売却益	※1	672,682	-
特別利益合計		672,682	-
特別損失			
固定資産除却損	※2	76,933	1,799
固定資産売却損		204	-
投資有価証券評価損		3,191	-
特別損失合計		80,328	1,799
税引前当期純利益		11,406,939	18,017,172
法人税、住民税及び事業税		3,062,795	6,301,878
法人税等調整額		△ 162,825	△ 930,951
法人税等合計		2,899,969	5,370,927
当期純利益		8,506,969	12,646,245

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算	
	利益剰余金				

	合計		評価差額金	差額等合計	
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,674,068	△ 4,674,068			△ 4,674,068
当期純利益	12,646,245	12,646,245			12,646,245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			200,758	200,758	200,758
当期変動額合計	7,972,177	7,972,177	200,758	200,758	8,172,935
当期末残高	33,000,936	117,096,882	112,111	112,111	117,208,994

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	－千円	1,562千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	74,175千円	－千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	－千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年以内	1,129,463	1,129,267
1年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2)投資有価証券 其他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	36,381,304	36,381,304	—
(2)投資有価証券 其他有価証券	6,158,174	6,158,174	—
資産計	42,539,478	42,539,478	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
其他有価証券		
(1)非上場株式	40,367	40,398
(2)組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	36,381,304	—	36,381,304
(2)投資有価証券 その他有価証券	—	6,158,174	—	6,158,174
資産計	—	42,539,478	—	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式5,890,960千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

(注) 組合出資金等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	917,290	1,002,997	△85,707
小計	917,290	1,002,997	△85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	△153,045	△219,105
退職給付の支払額	△698,074	△467,117
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	△153,045	△219,105
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.160%	1.960%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度279,945千円、当事業年度289,762千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759
ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	△62,724	△60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.8	-
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.9	-
評価性引当額の増減	△0.9	-
外国税額控除	△0.3	-
のれん償却費	0.8	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	-
その他	△0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	— %	—	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	------------	-----	-------------	-----------	----------------	-----------	-------	------	----	------

親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田 区	1,771,093,147	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	9,249,401	未払 手数料	2,456,883
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田 区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,149,746	未払 手数料	2,183,491

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,219.24円	3,460.54円
1株当たり当期純利益	251.16円	373.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2035の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月9日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2070の2025年12月23日から2026年6月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。